

平成30年度 第5回松島部会 会議録

日 時	平成30年12月25日（火）午後1時30分から
場 所	宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席委員	入間田委員、小林委員、温井委員、松本委員
出席職員	須田文化財課長ほか

1 開会

（司会：文化財課 佐藤副参事兼課長補佐）

ただいまから、平成30年度第5回宮城県文化財保護審議会松島部会を開催いたします。開会に当たりまして、須田課長より御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

（須田課長）

平成30年度第5回宮城県文化財保護審議会松島部会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日は年末の大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。本日もまたよろしく願いいたします。

さて、早いもので今年の会議も5回目となります。今年度も今回を含めて2回のみとなりました。今回は、前回協議いただいた2件の諮問と2件の協議がございます。いずれもこれまで御審議いただいてきたものですが、限られた時間とはなりますけれども特別名勝松島に相応しいものとなるよう皆様の御意見を賜りたく存じます。また、1つお詫びがございます。11月に予定しておりました巡見が、調整がつかずに中止となってしまいました。年1回の巡見として松島の現状と今後のより良きあり方を実見し検討する貴重な機会と位置付けて準備を進めておりましたが、実施ができずお詫び申し上げます。ただ、今年度はぜひ実施したいと検討したいと思っております。時期としましてはやはり暖かくなってからの方が良いので、そうしますと年度末になってしまい、委員の先生方はお忙しい時期と存じますが、その中で日程調整をさせていただいてぜひ実現したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今後も特別名勝松島の保存と活用につきまして御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

※司会より、出席者数が報告されるとともに、文化財保護審議会条例の規定により本会議が有効に成立している旨、報告。

3 議事

※以降、文化財保護審議会条例の規定により、部会長が議長となり議事が進行された。

※非公開の可否について、(1)協議事項「特別名勝松島の現状変更について」を非公開とする旨、委員より了承された。

※傍聴者なし

(1) 協議 特別名勝松島の現状変更について<非公開>

(2) 諮問 特別名勝松島の現状変更について

①七ヶ浜町 防潮堤アート

(入間田部会長)

それでは諮問事項に入ります。「①七ヶ浜町 防潮堤アート」の諮問ということによりよくお願いします。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

それでは諮問に入りたいと思います。次第の付いている資料の1・2ページを御覧ください。本日の諮問事項は2件でございます。

そのうちの1件目「防潮堤アート おはじき水族館計画」について御説明いたします。資料3ページの「現状変更概要」をお開き願います。申請者は七ヶ浜町の代ヶ崎浜地区長と七ヶ浜町長、申請年月日は平成30年11月29日、予定工期は平成32年3月31日となっております。現状変更の位置は、宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字西27番地に所在します代ヶ崎浜地区広場に面する防潮堤陸側の側面になります。別資料の諮問①の6ページを御覧ください。今回の申請地の位置を示しておりますが、特別名勝松島の保護地区としましては第2種保護地区、2B地区にあたります。また、申請地の写真を7ページから12ページに掲載しております。四大観の一つである多聞山の北西にあたります。8ページを御覧いただきたいのですが、多聞山から計画地を見るとほぼ見えない場所にあたります。また、9ページにお示しした撮影方向の写真を10ページ以降に掲載しておりますが、「地区広場整備計画地」となっているのは計画段階ということで今後整備されるとのことです。諮問①資料の1ページから5ページは本事業の計画書になります。

次に現状変更の規模・内容の概要ですが、諮問①資料の13ページを御覧ください。代ヶ崎浜地区広場に面する防潮堤陸側側面におはじき等によるアート活動を行うもので、テーマとしては「おはじき水族館」となります。戻りますが、11ページを御覧ください。まだ公園整備されておりませんが、写真の赤色に塗った部分がアート活動を行う防潮堤側面になり、側面の縦1.1m、幅約100mの範囲になります。なお、防潮堤の使用については、管理者である仙台塩釜港湾事務所より許可を受けており、年度単位で更新していく計画となっております。続きまして14ページを御覧ください。アートのデザインイメージになります。材料にはおはじきを利用し、場合によっては貝殻等の自然素材を使用することもあるとのこと。接着には変成シリコンを用いる予定です。図柄は今後組織される実行委員会で検討し、地区の子どもたちを含む地区住民によってアート活動がなされるものです。

次第の付いている資料に戻りまして、3ページの「現状変更概要」の「許可した場合の

指定物件への影響」の欄を御覧ください。申請地は保存管理計画に定める第2種保護地区、2B地区にあたっており、工作物の新設については、景観に与える影響が軽微であることが確認されたものに限り許容されております。本申請は、七ヶ浜町代ヶ崎浜地区広場に隣接する防潮堤の陸側側面に、おはじき等を使用した防潮堤アート活動を行うものです。東日本大震災で甚大な被害を受けた当該地区の住民コミュニティの再構築及び新たな賑わいの創出を目的に、「おはじき水族館」をテーマとして、地区住民が協働で作成する事業となります。アートは、おはじきを主たる素材として実施するもので、おはじき等の素材が占める割合を必要な範囲に留め、全体の配色はアクセントカラーが占める割合を極力抑えるなど必要最小限の規模で行うものになっております。本事業は七ヶ浜町の協力のもと、地区住民主体の活動であります。また広場は、諮問①資料の15ページと16ページに掲載しておりますが、七ヶ浜町の「住民との協働による連携ビジョン」及び「七ヶ浜町復興まちづくり土地利用に関する基本方針」に基づき整備されているもので、本事業と相乗効果を生むものであり、復興からの賑わいを創出する重要な復興事業として位置付けられており、公益性・公共性の高い活動といえます。また、アートの維持・管理は地区が担いますが、不測の事態が生じた場合は七ヶ浜町と協議の上対応することとしております。

以上のことから、今回の現状変更は、周囲の景観との調和に配慮しており、特別名勝松島の風致景観に与える影響は軽微と考えられます。県教育委員会の意見としましては、許可しても差し支えないと考えておりますが、本案件につきまして御審議を賜りますようお願いいたします。

(入間田部会長)

ありがとうございます。最後にあった教育委員会の「許可しても差し支えない」という意見に対し我々がどうかという話ですね。

これまで議論してきたことの続きとして、皆さんの御意見としてもほぼ方向性は決まっていると思いますが、今の御説明を受けて改めて御質問、御意見ございますか。

(温井委員)

今の諮問文書の最後に「影響は軽微である」とありますが、「軽微」というのは悪いことがあるけど大きくはないという意味に聞こえるので、今回は単年度毎の更新や町が協力しているなど何か対応が可能なので許可ということですよ。もっと別の表現がないかなと思います。

(入間田部会長)

我々の部会の議論は、影響が皆無か、軽微か、重大かというレベルの話になるので、やはり「軽微」としか言いようがないでしょうね。

(温井委員)

なるほど、そうですか。

(須田課長)

定型文的なものになりますね。

(小林委員)

私は概念的にも「軽微」でよろしいかと思います。「軽微」というのは一時点のみを言うのではなく時間軸もありますのでずっと続いているとこれは重たいわけですね。一瞬であれば「軽微」だと思います。むしろ前の文章ですね。今回の判断基準を考えると、素材が占める割合が小さいとか、アクセントカラーを少なくすることではなくて、そもそもこの場所が四大観等主要眺望地点から視野に入らないこと、防潮堤の一区画のある限られた範囲で行われること、そして実施者は全体についても十分な考慮を加えて行うとしていることから、以下同文で、結果として「軽微」であると言えるのではないかと思います。

(入間田部会長)

つまり、判断基準の視点で話題になったことが書いてあれば良いということですね。逆に言えばコミュニティの再構成に役立つとか中身のアクセントカラー等々にまで踏み込むことはないという話で、判断基準の視点の2つは訂正していますので、そこが書いてあれば十分ということですね。それがポジティブに意味があるということがここに書き込んでありますが、相乗効果とかアクセントカラーとかそういうことはここで評価する限りではないということですね。

(小林委員)

そうですね。ポジティブな所、地元と、町もバックアップして皆でやろうとしていることは評価して良いかと思います。しかしその表現の中身を先んじて述べる論理はなかろうかと思います。むしろ全段階として後始末のことであるとか範囲が限定されていること、視野に入らないことが予め担保されている所が大事ですね。

(温井委員)

その視点から言うと、まさに「軽微」ですよ。

(小林委員)

かつ、全体を統括しよう意識しているということです。

(入間田部会長)

そうするとひっかかるのは「アートはおはじきを主たる素材として…アクセントカラーが占める割合を極力抑えて行うものとしている。」という一文を取って、むしろ「周囲の景観に配慮」、「必要な規模にとどめている」という文章があればいいのかな。せつかく協議の中で表現を変えたりしましたので、それを盛り込んでもらえればと思います。

(高橋統括)

「アートは…」以下の部分で、四大観の話と、いわゆる判断視点を盛り込んで書いていくということですね、わかりました。

(小林委員)

実施者が全体についても十分考慮を加えて行うものとしていることが重要です。周囲の景観と言いますか、全体像ですね。景観に配慮すると言うと、とかく我々はインパクトのないものという受け止め方がありますが、その言葉は、前言に反しますが、できれば使わずに済ませたいと思います。地区住民が協働で作成するということと、次の3行は除いていただいて、この場所は範囲が限定されており、主要眺望点からの視野に入らないということ、全体についても十分に考慮を加えて行うものとしている、くらいでいかがでしょうか。

(入間田部会長)

それは基本的に判断視点の2点に一致するわけですね。

(小林委員)

そうです。

(入間田部会長)

だからせっかく議論して、連携の話や設置後の管理もあるから色々なことで言うと判断視点の2点を書けばよろしいですか。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

これにつきましては修正しまして。

(入間田部会長)

そうですね、修正して、我々の部会としては許可して差し支えないということですね。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

わかりました。修正させていただきたいと思います。

(入間田部会長)

それでOKということにしたいと思います。

(小林委員)

1点質問をよろしいですか。前回伺えたかもしれませんが、今回の諮問①資料の8ページ、四大観から見えないという写真ですが、これでは説得力がないと思います。多聞山から見た防潮堤アートの方向だけではなく実際にどう見えるか写真がないと具合が悪いのではないのでしょうか。それと同時に13ページの整備内容については議論しましたか。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

これはまだ町で計画している段階です。

(小林委員)

そうですか。まだ上がってきていないということですね。そもそもこの場所が見えるか見えないかが重要な問題ですし、カラー舗装とある赤い面的部分ができるのであればそれこそ大問題だと思います。ですから今の段階で本当にどう見えるか、こちらは少し歩くと発電所が見えて、そこから先は集落も見えます。ただこの先端部分がどう見えるか私も記憶がないので、そこは実際大事な部分ですし、発電所と一体となって華やかな風景に変わっていくというのは由々しき事態だと思います。もしこれが見えて、かつアスファルト舗装されると結構なインパクトがあります。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

広場についてはまだ内容は計画中ということですので、これからになります。

(小林委員)

計画中ということですが、上から見えるのであれば早めにお伝えした方がよろしいと思います。

(入間田部会長)

ここにおはじきアートが行われるということですか。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

8ページの下についてはそうですね。この奥に見えますのが馬放島です。

(入間田部会長)

問題は上の写真ですね。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

上の写真ですが、多聞山の先端に行った所の写真ですが、やはり木々で下の方は見えない状態でした。

(小林委員)

実際に見えないという写真が必要だと思います。どこまで集落が見えて、どこから発電所の方が見えるとか。しかも何か所か歩いて見るようになっていきますので印象としては集落から発電所まで見えるわけですよ。ただこの先端部分は新しく入ったのではないですか。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

そうですね、火力発電所の方は途中まで見えますが多聞山の先端まで行くと林で真下の集落は見えない状況です。

(小林委員)

多聞山の先端では集落は見えていると思います。私も上から集落の写真は撮った覚えがあります。

(入間田部会長)

とにかくこれは先端そのものの写真だからから見た防潮堤アートの方向になっていないですね。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

この中心の真下になります。

(入間田部会長)

だから少なくとも海が見えているような写真でないと。

(温井委員)

視点あるいは視点場ということで、下が見えないという説明のキャプションにしていたければ良いのではないですか。

(須田課長)

小林先生がおっしゃるように、展望台として位置付けられている所と、階段を下りて行ってお堂がある所と数か所あるんですね。お堂のある所は今回の現状変更箇所が一番近い所ですが、そこでも海は見えても下は木で見えないということです。ただこれは先端の本当の展望地点だと思います。

(入間田部会長)

見下ろして海が見えている写真がないとね。

(須田課長)

もう少しこの柵に近づいて写真を取れば良いということでしょうか。

(温井委員)

これだけで説得力がないとすれば、反対に防潮堤の方から見え木に覆われて視点場が見えないとして両方で説明するのが良いと思います。

(入間田部会長)

要するに上のキャプションに合う写真をここに入れてほしい。

(須田課長)

はい。

(入間田部会長)

色々な御指摘がありました。基本的な流れから言えば結論として許可しても差し支えないということでしょうか。

ありがとうございました。ではあとは事務局でよろしくお願いします。

②松島町 複合施設建築の計画変更

(入間田部会長)

ではもう1つ、「②松島町 複合施設建築の計画変更」について御説明をお願いします。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

それでは、次第が付いている資料の5ページをお開きください。2件目の諮問事項「複合施設建築、仮称・松島湾ダーランドミュージアム計画」について御説明いたします。本複合施設建築につきましては平成30年2月部会で諮問し許可されたものです。このたび計画変更が生じたため、10月部会で御審議いただき、本日諮問ということになります。

「現状変更概要」を御覧ください。申請者は丸山株式会社、計画変更の申請年月日は平成30年12月4日、予定工期に変更はなく平成32年3月31日までとなっております。現状変更の位置は、宮城郡松島町松島字浪打浜18番地、22番2に所在します。諮問②資料の1ページ及び2ページを御覧ください。申請地の位置を示しておりますが、特別名勝松島の保護地区としましては、第1種保護地区、1C地区にあたります。次に現状変更の規模・内容における変更の概要ですが、3ページの全体配置図を御覧ください。上が許可時の図面、下が変更図面になります。計画変更の箇所は黄色に着色された部分になります。具体的には、本体施設の西側及び東側の増築により、建築面積は1273.49㎡から1591.51㎡になります。また、屋外階段位置が施設の両側面から広場側に変更、施設両側面にアルミ目隠しルーバーを設置、そして外壁部分で一部ガラス壁面となります。4ページは1階平面図、5ページは2階平面図、6ページは屋上平面図、屋根伏図になります。いずれも黄色に着色された部分が変更箇所になります。また7、8ページを御覧ください。こちらはA3にしておりますが、7ページが許可時、8ページが計画変更後の本体施設の立面図になります。設計変更の理由としては、施設西側につきましては産直運営や設備設計・飲食店の運営具体化に伴うバックヤードの増築、施設東側につきましては体験イベントの具体化に伴う増築が必要となったためです。10月部会で御指摘がありました、側面に配置していた階段の広場側への変更については、広場などと連携して利用者導線を配慮して見直したこと、また階段の傾斜角度を緩やかにして折り返しや踊り場は設けず直線的にしたということです。また、施設両側面のアルミ目隠しルーバーは9ページにイメージがありますが、木目調の茶色系を予定しているとのことです。なお、今回は本体施設の計

画変更で、3ページにお戻りいただきたいと思いますが、下の方に記載があるとおおり、池や外構などの付帯施設については現在検討中とのことで、今後改めて計画変更申請をする予定となっております。

(入間田部会長)

外構とは何ですか。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

排水路や園路など外側のものです。

(入間田部会長)

庭とかそういうものですね。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

増築に伴ってどうしても変わってきますが、今は検討中ということです。

戻りまして、「現状変更概要」の「許可した場合の指定物件への影響」の欄を御覧ください。申請地は保存管理計画に定める第1種保護地区、1C地区にあたり、建築物の新築については、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認められています。本申請については、平成30年2月16日付け宮城県教育委員会指令第439号で許可した現状変更について、本体施設の設計を変更するものです。変更後の本体施設の規模は、以前、当該地にあった施設の規模を超えないものであり、また屋根や外壁の仕様に変更はなく、新たな目隠しにも明度・再度の低い色彩が採用されています。以上のことから、今回の現状変更が特別名勝松島の風致景観に与える影響は軽微と考えられます。

県教育委員会の意見としましては、「許可しても差し支えない」と考えておりますが、本案件につきまして、御審議を賜りますようお願いいたします。

(入間田部会長)

ありがとうございました。これまでも随分議論してきましたが、改めてこういう形で変更の概要、それに対し我々の部会として許可して差し支えないかという御提案がありましたが、これについて御質問あるいは御意見ありますか。

そうすると、外側の目の前に見える洞窟とか、いわば庭園にあたる部分の設計はこれからということですね。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

はい、そうです。

(温井委員)

質問をよろしいでしょうか。ガラス面が新たに増えたということですが、諮問②資料の8ページに立面図が出ていて新たなガラス面が黄色く塗られています。これを4ページ

の平面図と照らし合わせてなかなかすぐに理解しにくいところがあります。なぜガラス面になったのか教えていただけないでしょうか。特に重要なのは8ページの南立面図、非常にこだわったタワーに囲まれている所で、元々は吹き抜けの手すりようになって劇場的に見られた所に腰壁が付いてガラス面に変わるんですよね。これが平面図で言うとうろ形になりますか。5ページの2階平面図で見るとでしょうか。「回廊」が「廊下」という表示に変わっていますね。具体的な用途が決まってきた段階で廊下として室内化する必要が出てきたのでしょうか。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

ガラス壁面化につきましては、体験ゾーンである木育スペースの体験客への休憩場所の配備を考え変更したということです。

(小林委員)

従前は吹き抜けのまわりを全部ホールにしてぐるりと囲む形にしていますが、新しい方ではテナントが入りますのでそこをガラス面にするということですね。

(温井委員)

タワーを非常に重要視していたし、タワーのある中庭的な空間がこの建物の魅力として設計者は考え、そこで色々なイベントが行われると思いますが、その時に回廊という形で手すりだけがまわっていて見物客が並ぶことができると劇場的な効果があって、ガラス張り、腰壁になってしまうとその効果が失われてしまい、この建物としての変化は非常に大きいと思います。用途の面からやむを得ずそのようにしたと思いますが、仕方ないのでしょうか。部会として判断する所ではないかもしれませんが、5ページ平面図のテナント1、テナント3については吹き抜けの回廊を通して出入するんですよね。用途が決まったらこちらでもなくなる可能性があるかもしれませんね。すべてガラスになってしまうと当初のイメージとは大分異なる空間になりますね。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

実際、ガラス壁面にしてラウンジ化して利用したいということです。

(入間田部会長)

前はガラスでなくて外側に手すりだけがある状態で、寒い場合もあるということですね。バルコニーのような。

(須田課長)

回廊となっていますね。

(入間田部会長)

バルコニーみたいな場所の柱が5つあったのが2つになって、真ん中の2つは残るわけ

ですね。3つですか。脇の方の左右の部分がバルコニーでなくてガラスになる。

(小林委員)

それは外側であって、そこはテナントが入りますね。温井委員が問題として考えておられるのはもう1つ下の図面で、左側の黄色く塗っている部分です。

(入間田部会長)

ここですね。つまりそれだけ室内空間を広げているわけね。

(小林委員)

そうですね。空調が入るゾーンを広げて、廊下も空調を入れようということですね。

(入間田部会長)

バルコニーとするか、中の部屋と一体として使うかどうか。

(小林委員)

一体ではなく廊下として維持されているようですが、空調を入れるかどうかだと思います。あとは子どもが乗り出した場合の安全上の問題も配慮されているかもしれません。

(温井委員)

この部会の所管というよりもこれを選んだプロポーザル委員会としては建築の質が随分変わってしまうので問題ですが、松島の風致景観としてはあまり影響ないというか、我々の判断する領域とは異なるかもしれませんね。その部分が今回の変更のポイントですね。

(入間田部会長)

つまり外との境界を吹き抜けのバルコニーではなくてガラス板で覆ったということですね。

(小林委員)

温井委員の言わんとしていることは、そうすることによって本来なら手すりに乗り出して下で行われるイベントを見て一体感をつくり出す案であったのがそうではなくなったと。

(入間田部会長)

広場との一体感ですね。

(小林委員)

ただそれは致し方ないことですね。

(温井委員)

設計者はこれで良いと思ったんですね。

(小林委員)

テナントがそう要求している可能性もあります。

(温井委員)

中の方に導線をつくれば良かったのですが時間がなかったということですね。反対側もそうなる可能性がありますね。

(小林委員)

建築設計とここで何をやるかという運営の問題ですね。

(温井委員)

そうですね。

(入間田部会長)

要するにバルコニー部分を柱1つ、2つ分狭めたんですね。

(小林委員)

それも1つありますね。吹き抜けのまわりの空間は狭まってテナントが入ります。

私は全体的にルーバー等で和風の建築物としての配慮がなされていますし、階段はむしろスロープを緩やかにして広場と直結することによってより使いやすくなると思います。そういう点で色々と工夫されていて景観的には全く問題ないと思います。

(温井委員)

ルーバーについてお聞きしたいのですが、先ほど高橋さんが四角と丸の違いがあるとおっしゃっていましたがこちらは丸になりますか

(高橋技術副参事兼技術補佐)

これもまだイメージということで事業者から提出されたものです。

(温井委員)

この最後のページの例は長方形ですよ。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

そうですね、調べていたら色々ありましたのでお話ししました。

(温井委員)

そうですね、色々可能性があるんですね。了解です。

(入間田部会長)

この最後の写真はどこか別の場所のですか。

(高橋技術副参事兼技術補佐)

そうです。このようなイメージでつくるということで提出していただいたものです。

(入間田部会長)

今の問題についてはもう1つ、1行でも理由の説明が欲しかったところですが、それは確認していただくとして、全体としてはこれまで議論してきた流れの上に乗っていてトータルとして許可して差し支えないという結論になると思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。諮問については以上になります。

(事務局：松野)

では答申案を配付させていただきますので御確認をお願いいたします。

※答申案配付

(入間田部会長)

今お配りいただいたように許可して差し支えないということで、このような答申になります。よろしく願います。ありがとうございました。

(3) 報告 特別名勝松島の現状変更許可状況について

(入間田部会長)

では「(13) 報告 特別名勝松島の現状変更許可状況について」ということで御説明をお願いします。

(事務局：松野)

それでは報告事項について、次第が付いている資料の7ページを御覧ください。松島の現状変更の処理一覧ということで、前回部会後から今回部会までの処理の一覧となります。上段に取扱い件数を記載しておりますが、合計63件、うち副申9件、部会長決定14件、事務局決裁40件となっております。一覧のとおりではございますが、今回も電柱の新設、移設等、工事に伴う申請がかなり多く出ております。また、住宅の新築、建替についても件数が多くなっております。以上でございます。

(入間田部会長)

ありがとうございました。国の許可案件で副申というのは9件ですね。これは海岸沿いの土木関係の工事が多いですね。

(事務局：松野)

そうですね、防砂堤の復旧や消波ブロックの設置など、土木事務所、港湾事務所からの申請が多くありました。

(温井委員)

報告番号55番に「工事用道路除草等」とありますが、これは除草だけでなく道路もつくったということですか。

(事務局：松野)

これは松島の指定範囲外での事業がありまして、その場所に通じる道路になりますが、ここは元々ゴルフ場の開発があったそうで道路として使用できる状態ではありましたが下草刈りや道路に張り出す枝を整理したいということで申請があったものです。

(温井委員)

そうですか、除草だけだと思いました。

(須田課長)

除草だけでなく樹木の枝払いもありますね。

(温井委員)

樹木もあるということですね。

(須田課長)

正確には伐採も含まれるということです。

(小林委員)

質問ですが、この電柱の移設というのはすべて景観色の電柱に変えるということですか。単に移設するだけというものもあるのですか。

(事務局：松野)

移設後はできる限り濃茶色に着色していただいておりますが、機材の素材によっては着色できないものもあるので、そういったものはそのままグレーという形にしています。

(小林委員)

そうですか。

(入間田部会長)

電柱の建替まで含めてこのように申請が出てきているわけですから、本当ならばちょっとしたことでも現状変更があれば申請すべきものなんですね。そういう意味ではこれにつ

いてはきちんと行き届いていて出してもらっているということですね。
ではよろしいでしょうか。報告事項については以上になります。

(4) その他

※机上資料について事務局から説明。

※次回松島部会の日程について平成31年2月15日（金）が候補として決定。

4 閉会

（司会：佐藤副参事兼課長補佐）

部会長はじめ委員の先生方、ありがとうございました。以上を持ちまして、平成30年度第5回文化財保護審議会松島部会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。